

○ 福島市政務活動費請求会派に関する要綱

(平成 26 年 3 月 27 日議長決裁)

最近改正 令和 3 年 12 月 28 日議長決裁 令和 4 年 1 月 1 日施行

(目的)

第1条 この要綱は、福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）第 2 条に規定する政務活動費請求会派（以下「政務活動費請求会派」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(政務活動費請求会派の結成)

第2条 福島市議会基本条例（平成 26 年条例第 20 号）第 13 条第 2 項に規定する会派のいずれにも所属しない議員が 1 人で政務活動費の交付を受けようとする場合は、当該議員を所属議員とする政務活動費請求会派を結成することができる。

2 政務活動費請求会派を結成したときは、前項の所属議員は、当該議員を政務活動費請求会派の代表者として政務活動費請求会派の名称及び所属議員の氏名を記載した政務活動費請求会派結成届（様式第 1 号）を議長に対し提出しなければならない。

3 議員は、複数の政務活動費請求会派に同時に所属することはできない。

(政務活動費請求会派の異動)

第3条 前条第 2 項の規定による政務活動費請求会派の届出事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、政務活動費請求会派異動届（様式第 2 号）を議長に対し提出しなければならない。

(政務活動費請求会派の解散等)

第4条 第 2 条第 2 項の規定により届出をした政務活動費請求会派を解散するときは、当該会派の代表者は、政務活動費請求会派解散届（様式第 3 号）を議長に対し提出しなければならない。

2 議会の解散があった場合は、解散の日をもって政務活動費請求会派が解散されたものとする。

3 議員の任期が満了した場合は、満了の日をもって政務活動費請求会派が解散されたものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が代表者会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福島市議会議長
様

政務活動費請求会派の名称

代表者氏名

政務活動費請求会派結成届

福島市政務活動費請求会派に関する要綱第2条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

政務活動費請求 会派名		政務活動費請 求会派代表者 名	
結成年月日		年	月 日
所属議員数			1名
所属議員氏名			

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

福島市議会議長
様

政務活動費請求会派の名称

代表者氏名

政務活動費請求会派異動届

年 月 日付提出した政務活動費請求会派結成届事項に異動が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日
変更事由	
変更内容	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

福島市議会議長

様

政務活動費請求会派の名称

代表者氏名

政務活動費請求会派解散届

年 月 日付で結成いたしました政務活動費請求会派を解散いたしますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散する政務活動費請求会派の名称
- 2 政務活動費請求会派の解散年月日